

防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令（昭和27年政令第368号）第6条の3第3項ただし書の規定に基づき、幹部自衛官として採用された者の初任給の特例に関する訓令を次のように定める。

平成6年3月24日

防衛庁長官 愛知和男

幹部自衛官として採用された者の初任給の特例に関する訓令

改正 平成18年 3月31日防衛庁訓令第63号
 平成19年 1月 5日防衛庁訓令第1号
 平成19年 3月20日防衛省訓令第8号
 平成21年 6月29日防衛省訓令第40号
 平成23年 4月 1日防衛省訓令第16号
 平成24年 3月27日防衛省訓令第11号
 平成25年 3月27日防衛省訓令第22号
 平成26年 3月25日防衛省訓令第11号
 平成26年12月18日防衛省訓令第70号
 平成29年 9月20日防衛省訓令第54号
 平成30年 3月22日防衛省訓令第8号
 令和 6年 3月29日防衛省訓令第46号

（1等陸尉、1等海尉又は1等空尉以下の幹部自衛官として採用された者の初任給の特例）

第1条 3等陸尉、3等海尉又は3等空尉以上の自衛官（医師又は歯科医師である自衛官を除く。以下「幹部自衛官」という。）として採用された者のうち、1等陸尉、1等海尉又は1等空尉以下の幹部自衛官として採用されたものの採用時における号俸は、次の表に定める階級の区分及びその者が有する学歴免許等の資格（人事院規則9-8（初任給、昇格、昇給等の基準）別表第3学歴免許等資格区分表に掲げる学歴免許等の資格をいう。以下同じ。）を取得した時以後の経験年数（同規則第15条の2の規定による経験年数をいい、同条第2項の規定による経験年数の調整については同規則別表第5経験年数調整表の学歴免許等の区分を「大学4卒」であるものとして同条の規定の例により調整する。以下同じ。）の区分に従い次の表に定める号俸とすることができる。

階 級	経 験 年 数	号 俸
3等陸尉、3等海尉及び3等空尉	2年以上3年未満	5号俸
	3年以上4年未満	9号俸
	4年以上5年未満	13号俸
	5年以上6年6月未満	17号俸
	6年6月以上	21号俸
2等陸尉、2等海尉及び2等空尉	4年以上5年未満	5号俸
	5年以上6年6月未満	9号俸
	6年6月以上8年未満	13号俸

	8年以上9年6月未満	17号俸
	9年6月以上	21号俸
1等陸尉、1等海尉及び1等空尉	7年6月以上9年未満	5号俸
	9年以上10年6月未満	9号俸
	10年6月以上12年未満	13号俸
	12年以上13年6月未満	17号俸
	13年6月以上	21号俸

(令6省訓46・一部改正)

2 前項の規定にかかわらず、博士課程修了等の学歴免許等の資格を有する者で、その専門的な知識、技術又は経験を必要とする職に採用されるものについては、前項の表の号俸欄の号俸に、次の各号に掲げる資格を有する者の区分に応じ、当該各号に定める数を加えて得た数をそれぞれの号俸とすることができる。

(1) 博士課程修了の学歴免許等の資格又は防衛大臣が内閣総理大臣と協議して定める資格を有する者 5

(2) 修士課程修了の学歴免許等の資格又は防衛大臣が内閣総理大臣と協議して定める資格を有する者 2

(令6省訓46・一部改正)

3 前2項の規定により決定された号俸が部内の他の職員との均衡を著しく失すると認めるときは、これらの項の規定にかかわらず、その都度防衛大臣が定める号俸とする。

(平18庁訓63・平19庁訓1・平21省訓40・平29省訓54・令6省訓46・一部改正)

(3等陸佐、3等海佐又は3等空佐以上の幹部自衛官として採用された者の初任給の特例)

第2条 3等陸佐、3等海佐又は3等空佐以上の幹部自衛官として採用された者でその者の有する学歴免許等の資格及び当該資格を取得した時以後の経験年数を考慮し、その採用時の階級における最低の号俸より上位の号俸に決定する必要があると認められるものは、その都度防衛大臣が定める。

(平18庁訓63・平19庁訓1・一部改正)

附 則

- この訓令は、平成6年4月1日から施行する。
- 幹部自衛官として採用された者の初任給の特例に関する訓令（昭和33年防衛庁訓令第2号）は、廃止する。
- 防衛庁職員給与施行細則（昭和30年防衛庁訓令第52号）の一部を次のように改正する。
(略)
- 平成30年4月1日以後に新たに幹部自衛官となり、その者の号俸の決定について第1条第1項の規定の適用を受けることとなる者（同日において37歳に満たない者を除く。）のうち、新たに幹部自衛官となった日（以下この項において「採用日」という。）から、同条第1項の規定によるその者の受ける号俸（以下この項において「特定号俸」という。）の号数から防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和27年政令第368号）第6条の3第3項本文の規定による号俸の号数を減じた数を4で除して得た数に相当する年数を遡った日が平成26年11月1日前となるものの採用日における号俸は、第1条第1項の規定にかかわらず、特定号俸の号数から1を減じて得た号数の号俸とする。

(平 19 省訓 8・附則 4 項追加・平 23 省訓 16・平 26 省訓 11・平 26 省訓 70・平 30 省訓 8・一部改正)

附 則 (平成 18 年 3 月 31 日庁訓第 63 号) (抄)

(施行期日)

第 1 条 この訓令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 19 年 1 月 5 日庁訓第 1 号) (抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成 19 年 1 月 9 日から施行する。

附 則 (平成 19 年 3 月 20 日省訓第 8 号)

この訓令は、平成 19 年 3 月 20 日から施行する。

附 則 (平成 21 年 6 月 29 日省訓第 40 号)

この訓令は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 23 年 4 月 1 日省訓第 16 号) (抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 3 月 27 日省訓第 11 号)

この訓令は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 25 年 3 月 27 日省訓第 22 号)

この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 26 年 3 月 25 日省訓第 11 号)

この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 26 年 12 月 18 日省訓第 70 号)

この訓令は、平成 26 年 12 月 18 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 9 月 20 日省訓第 54 号)

この訓令は、平成 29 年 9 月 20 日から施行する。

附 則 (平成 30 年 3 月 22 日省訓第 8 号)

この訓令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 6 年 3 月 29 日省訓第 46 号)

この訓令は、令和 6 年 3 月 29 日から施行し、この訓令による改正後の幹部自衛官として採用された者の初任給の特例に関する訓令の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。